	第三号第二改訂版	第三号第二改訂版	第三号第二改訂版	第七十号改訂版	第百四号	第二十八号	第二十八号	第二十七号第三改訂版	第百十六号	第六号改訂版	第四十八号第五改訂版 第四十八号第六改訂版	第八十一号	第八十一号	第三十九号
第二条第三十三号の前部反射器	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第三十四号の側方反射器	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第三十五号の後部反射器	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第三十六号の大型後部反射器	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第三十六号の二の再帰反射材	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第三十七号の警音器の警報音発生装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第三十八号の警音器	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十号の停止表示器材	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十号の二の盗難発生警報装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十一号の方向指示器	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十一号の二の灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十二号の後写鏡	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十二号の後写鏡及び後写鏡取付装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十四号の速度計	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

備考

○印は、装置型式指定規則第五条第一項の表各号に掲げる種類の装置について、この表の各項に掲げる国が装置型式指定規則第五条第一項の国土交通大臣が告示で定める国であることを示す。

附　則

この告示は、平成二十五年七月十五日から施行する。

○国土交通省告示第七百二十八号

国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長に委任した件（平成十三年国土交通省告示第八百五十三号）の一部を次のように改正したので告示する。

平成二十五年七月十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

1の表を次のように改める。

会計	勘定	項	目	摘　要
一般会計	総合的物流体系整備推進費	港湾機能高度化施設整備費補助金	港湾法第二条第二項に規定する地方港湾（以下「地方港湾」という。）に係る事業に限る。	
	海岸環境整備事業費	海岸環境整備事業費補助	港湾法第二条第二項に規定する国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾に係るものを除く。	
	海岸事業費 北海道開発事業費	海岸保全施設整備事業費補助	地方港湾に係るものに限る。	
	離島振興事業費 沖縄開発事業費	海岸事業費補助		
	住宅対策事業費 北海道開発事業費 沖縄開発事業費	公営住宅建設費等補助		

住宅防災事業費 北海道開発事業費	住宅市街地総合整備促進事業費補助（住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業費補助を除く。）	住宅市街地総合整備事業の整備計画に基づく事業（密集市街地整備型の事業を除く。）、住宅市街地基盤整備事業及び住宅・建築物安全ストック形成事業（耐震改修支援センターの施行に係るもの、住宅・建築物耐震改修モデル事業に関する事業及び緊急支援建築物・分譲マンション耐震化支援事業に関する事業を除く。）に限る。	
住宅対策諸費	特定賃貸住宅建設融資利子補給補助 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給金		
都市水環境整備事業費 北海道開発事業費	緑地環境整備総合支援事業費補助		
都市水環境整備事業費	都市水環境整備事業費補助（下水道関連公共施設整備促進事業費補助に限る。）	社会資本整備事業特別会計治水勘定における対象事業に相当するものに限る。	